民生福祉常任委員会会議記録

１　日　　時　　令和８年８月10日（月）午前９時58分～午前11時57分
２　場　　所　　第２委員会室
３　出 席 委 員　　星野委員長、大東副委員長、今成、山宮、高柳、野村各委員
４　説　明　者　　田村市民部長、信澤債権管理課長、阿部市民協働課長、栗原環境課長
　　小野健康福祉部長、三木介護高齢課長
５　事　務　局　　織田澤事務局長、生方議事係長
６　議　　事
（１）市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
（２）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
（３）市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
（４）今後の日程について
（５）その他
７　会議の概要
（１）市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長　それでは、次第（１）市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。
　債権管理課の所管に係る事項について報告願う。債権管理課長。
（信澤債権管理課長　報告）
　ア　債権管理課
　　・報告事項
　　１　債権放棄に関する議会への報告について

○債権管理課長　１の債権放棄に関する議会への報告についてであるが、２ページを御覧いただきたい。（１）の資料は、沼田市債権管理条例からの抜粋である。第15条第１項で、債権管理者は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができるとあり、また、同条第２項では、債権管理者は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないと規定されている。この規定に基づき、令和７年度中の債権放棄について、７月29日付けで、市議会議長宛てに債権放棄報告書を提出したので報告する。
　次に、債権放棄の内訳について、３ページを御覧いただきたい。放棄した債権の合計は34件で、金額は61万7,597円となっており、債権ごとの該当事由の内訳は、資料に記載したとおりである。また、本委員会の所管に係る債権以外にも放棄した債権があるが、説明については２ページの（２）の資料を御覧いただきたい。この資料は沼田市債権管理条例施行規則からの抜粋であるが、第３条第２項第４号の規定により、債権放棄に関する事務は、債権管理課長が分掌することとなっているので、債権管理課でまとめて報告させていただく。債権管理課からは以上である。
○委員長　報告が終わった。報告事項１、債権放棄に関する議会への報告について質疑を

行う。質疑はあるか。高柳委員。
○高柳委員　以前このような資料を提出していただいたが、今度は議会に報告をするというふうに変わった以外、変化はないという受け止めでよいか確認させていただきたい。
○債権管理課長　そのとおりである。
○高柳委員　15条の（１）の生活困窮状態にある方について記載されているが、このような状態になるときというのは、社会福祉課等とやり取りは十分されながらこういった手続に入るという受け止めでよろしいか。
○債権管理課長　おっしゃるとおりである。事前に債権所管課の中で十分に調べ、その後移管を受け、債権管理課で徴収停止等の判断をするということになっている。
○高柳委員　民間の関係も同じだと認識していて、多重債務などもあったりする。だんだん減ってゼロになってバンザイするのではなくて、借金を背負っているわけである。生活困窮して生活保護になるときは、実態的には貸してくれるところ、もらえるところは、親族からも借りたりしても人間関係も切れ、そして今度はサラ金に手を出し、下手をすると闇金にまで手を出してバンザイをするという状態で市に相談に来るわけである。そうするともう真っ先にその話、支払いがどうなるのか、夜逃げしなくてはならないという状態で、多分、相談になると思うので、本当に手続も大事ながら本人の気持ちにやっぱり寄り添った手続をしないと、言い方は悪いが、民間の金融会社よりも取り立てが厳しくてひどいところだなと勘違いをされてしまうことがないように、課長も留意していただきたいと思うが、考えがあればお伺いしたい。
○債権管理課長　調査等をして、こちらも親身になって対応をしているので、御心配のないようやらせていただいている。
○委員長　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長　なければ以上で債権管理課を終了する。次に、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。市民協働課長。

（阿部市民協働課長　説明）

イ　市民協働課
・調査事項
１　地域組織の状況について
・報告事項
１　市民活動センター開所時間等の試行変更について

○市民協働課長　資料４ページを御覧いただきたい。はじめに、調査事項１、地域組織の状況についてであるが、市民協働課で所管している地域組織としては、沼田市区長会となる。沼田市区長会は、市内の81行政区の区長で組織している。状況として、現状では全ての行政区から区長を選出していただいているが、行政区によっては、役員の成り手を探すのが大変であるとか、同じ人が何年かおきに区長にならなければならない、ということを聞いている。これは、人口減少や企業等の定年延長などによる地域の担い手不足が原因と考えられ、大きな課題であると認識している。
次に、報告事項１、市民活動センター開所時間等の試行変更についてであるが、市民活

動センターはテラス沼田６階に入って左側に事務室があり、主に市民活動団体の支援を行っている。なお、６階の会議室や音楽スタジオは市民活動拠点コミュニティテラスであり、市民活動センターとは別になる。この市民活動センターの開所時間等を記載のとおり試行したいと考えている。（１）変更内容のア、平日については、現状の午前９時から午後７時までを、午前９時から午後５時までとし、イの土曜日については、現状、午前９時から午後７時まで開所しているが、閉所とする。（２）の変更時期であるが、令和８年10月１日（木）からの変更とする。変更の理由であるが、資料５ページを御覧いただきたい。市民活動センターの直近５年間の利用状況である。上段の曜日別を御覧いただきたい。令和７年度の土曜日の利用は148件で、割合で見ると6.0％になる。令和３年度から見ると年々減少傾向にある。次に下段の、時間帯別を御覧いただきたい。令和７年度の夜間午後５時から７時は85件の利用で、割合で見ると3.5％であり、こちらも年々減少している。御覧いただいたように、土曜日及び夜間の利用が極めて少なく、年々減少している状況を踏まえ、本年５月開催の市民活動センター運営委員会において協議したところ、登録団体へ窓口開設時間に関するアンケートを行うこととなった。アンケートの結果では、開所時間について時間を短縮すべき、短縮もやむを得ないが90％で、短縮した場合の活動への影響については、短縮しても活動に全く支障がない、多少の影響があるが対応できるが95％であった。このアンケート結果をもって、７月に再度、市民活動センター運営委員会を開催し協議した結果、開所時間等を変更してスタッフ体制を変更することにより、濃密な団体支援が期待できることや光熱費等の経費節減が図られることなどから、開所時間等を試行的に変更し、課題や改善点等の把握に努めた上で、令和９年４月１日からの本格実施を検討するということになった。

以上のことから、記載のとおり、開所時間等を試行的に変更するものである。市民周知については、市民活動センター登録団体には直接通知するほか、広報ぬまた９月号、ホームページ及び公式ＳＮＳなどにより周知していく。なお、６階の市民活動拠点コミュニティテラスの利用時間等について変更はない。

市民協働課からは以上である。

○委員長　説明が終わった。調査事項１、地域組織の状況について質疑を行う。質疑はあるか。副委員長。

○副委員長　区長会を担当されているということで、先ほど課長からも話があったように、区長を選ぶのに苦労しているという状況があるということについては、担当課として認識をされているが、やはりこれからそういった区長選び、役員選びに苦労をされているというところで、どのようにして、その地域を支援しながら、役員選びをスムーズに進めていくのかということについて、当該課として今後何らかの検討をされていくのかどうかまずお聞かせいただければと思う。

○市民協働課長　行政区として、役員等の成り手がいない場合に市民協働課としての対応ということであるが、区長会としては、区長等の役員になるべく負担をかけないような配慮が必要であると考え、充職の見直し、また文書配布の量や方法などの検討を行っている。また、区長会以外の組織についても、各担当課において役員の負担軽減や組織のスリム化などを検討していただき、役員の負担を軽減することにより、役員の成り手を増やしていくということを行っていきたいと考えている。また、このようなことを行っても、もうど

うしても行政として、役員の成り手がいない、見つけることが困難というようなことが起きた場合には、今まで人口増加の時代には、町、行政区を分割した経過もあるので、今後どうしても成り手がいないという場合には、行政区や町の合併等についても、御相談があれば、そちらについても協議、検討していきたいと考えている。
○副委員長　区長の成り手がいないということ、多分ほかの役員さん、例えば育成会だとか老人会などもどんどんなくなっているみたいである。市のほうで、交通とか環境だとか保健推進員だとかいろいろな役員があるわけで、やはりそういう成り手、そういう他の市民協働課が所管をしていない組織の状況については、市民協働課として把握をされているのか、健康課や介護高齢課などから状況について報告を受けているのか。そういったことについて組織の活性化や役員選び、選出について担当課と何らかの協議をされて現状の把握はされているのか。また今後そういった地域の様々な組織づくりについて、市民協働課としては担当課と一緒になって組織づくりに取り組んでいくような検討が今後されていくのかどうか、お考えがあれば聞かせいただきたい。
○市民協働課長　市民協働課としては、区長のほかに、地域安全課所管の自主防災会、環境課所管の環境保健協議会役員、また健康課所管の保健推進員の報告について、まとめて行政区に依頼をしている。現状ではそちらの役員等については、全ての役員について報告をいただいているので、状況は把握をしているが、市民協働課で報告依頼をしていない委員等については、担当課から直接、行政区に役員等の選出の依頼をしているところであるので、市民協働課としては把握をしていない状況である。また、役員の選出状況等については、各担当課が行っているので、現在、担当課との連携協議等については行ってはいない状況であるが、検討していくということは今後必要であると考えている。
○副委員長　地域づくりを今後、市民協働課として推進をしていく上で、区長の選出をはじめ様々な役員の選出が地域の中で困難になってきているところが増えているわけであるから、そういう役員の選出の状況であるとかそういった様々な活動、先ほど言われたような自主防災会であるとか、老人会もそうだと思うし、育成会なども含めて、それぞれの地域の団体の活動の状況や役員の選出の状況なども、市民協働課として把握をしながら地域づくりを今後進めていく上で、いろんな団体をどうやって育成をしていくのか、そういったことを担当課と一緒になって検討していく必要があるのではないかと感じている。今後そういった地域づくりを担っていく団体の育成などについて、それぞれ所管をしている担当課との協議や連携について、今後どのように考えていかれるのか最後にお聞かせいただければと思う。
○市民協働課長　本市の地域づくりにおいては、現在、小学校区や地域のコミュニティセンターの範囲をエリアとした広域での地域コミュニティ運営組織を設立しての地域づくりを推進しているところである。そもそも地域づくりに取り組むこととなった要因として、人口減少や少子高齢化などによる町、行政区等の役員の成り手不足や会員減少が進み、行政区個々の力が弱まってきたためということでもある。そこで、地域づくりでは、町、区よりも多くの資源を集めやすいような広域でのコミュニティを創造することとしている。今後、この広域コミュニティ組織としては、各種団体の活動が現在の町、区の枠を超えて連携し、地域のことを自ら考え、実行していくコミュニティを目指している。また、行政区については、その地域を支える役割を担っているので、その支え合いの基礎を大切にし

ながら、広域コミュニティ組織として、行政区を補完し、地域を総合的に運営する組織として、広域コミュニティ組織と行政区が連携、協働した取組を進めていくことを考えている。庁内においても当然、市民協働課と各種地域組織を所管する課が連携をして、その地域づくりを進めていくことが必要と考えているので、今後そういった連携、協力等についても行っていきたいと考えている。
○委員長　ほかに。高柳委員。
○高柳委員　60歳で退職して、時間もお金もゆとりがある世代というのが、もう80歳を超えてきているわけである。今の人たちは、もう70歳まで働かなければならないので、70歳で辞めてもまだ、収入が足りないので働かなければならないという人たちが、65歳以上の大半を占めているのもデータで出ているわけである。その方々に何かをしてください、あるいはすることが大事ですと言っても、お金を稼ぐことが第一義になっている方々には無理な話である。だから、ニーズがマッチしていないわけである。だから何かを頼むからには、時間と制約に対するお金が伴わないとやる気があっても無理なわけである。そういう仕組みを作るために市が連携をした地区にはお金を払うということが、試行的に行われているのだと思う。そういうこともできないところ、市街地は特にそうだと思うが、人間関係が疎遠になっているので、ほぼできないのだと思う。これから多分、介護保険の話になるが、もう介護保険に先乗りしていて、生活実態を面倒見る組織を作ったところが、過疎地は有効とするというのが、今度の社会福祉法の改正になってくるが、そういったところとの絡みというのは検討されているのか。幾らかの有償を伴わないと、もう無理なのだと、協働と言っているが、行政が主導でないと厳しいと思うが、その辺の検討は先ほど大東議員にも答えたと思うが、何か新しい第10期介護保険計画に併せて社会福祉法が改正されるが、その辺は御存知かどうかということと、それに対してどう考えるか、お伺いできればと思う。
○市民協働課長　現在、地域の成り手として定年延長等により、65歳以上でもまだ勤めているという方がいるということで役員の成り手がいないことは市民協働課でも把握しており、特に区長会等においても、勤めながら区長をしていただいているという区長が大半を占めているという状況である。そのような認識はしているが、現在、区長会において全ての行政区において、区長を選出していただいている。社会福祉法の改正等の詳細については把握をしていないが、そういったことについても研究していく。また有償での役員等については、現在、一般行政事務委託での委託しかしていないので、そのほかについても今後研究していきたいと考えている。
○高柳委員　各区の区長は市役所職員のＯＢが大半である。もう待っていましたとばかりに区長なり、市役所に勤めていたのだから頑張るのだよという声をさんざん聞くのである。そしてこの層がもう最後だと思っている。今やはり踏ん張っていただいている区長が、みんな各保健推進員や何かの苦情やクレームなどもみんな受けて、今維持しているのだと思う。これがもうそろそろ限界に来るので、入れ替わりを起こしていかないと、一気に全部潰れてしまうという危機感を持っているから、私は、はっきり言って職員の数を増やしても、これをやらないと行政にならなくなってしまうと思っている。だから減らしていくことではなくて、増やしていきつつ、市役所の仕事を幾らか負ってもらえるような、外的な職員という形で捉えないと難しいのではないかと思っている。高齢化しているということ

はそういうことなのだなと思う。稼げない人たちが増えるわけなので、これは行政がやらなければ誰もやらないわけである。憲法で保障されているので、やはり100歳までのデザインを行政が見なければいけないわけなので、幾らかお金を出すとか、職員を増やしても、私はそこのところに手をつけていくべきだと思っている。答弁は結構だが、部長も含めてそういう気持ちでいていただければと思っている。
○委員長　ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○委員長　なければ次に、報告事項１、市民活動センター開所時間等の試行変更について、質疑はあるか。高柳委員。
○高柳委員　確認なのだが、６階の会議室入口のところの、印刷機や紙折機などを使うのは従来どおりと受け止めていいのか。また、会議室の貸し出しの予約等については、センターの開所時間の中になるのか。
○市民協働課長　入って左側の事務室で、印刷機の利用等については今回の試行変更ということで短縮になる。入って右側の会議室、また音楽スタジオ等の利用時間等について変更はない。予約申請等については、短縮の時間になってしまう。
○高柳委員　保健福祉センターなどもそうだが、夜間をシルバー人材センターに依頼をして行っているケースが圧倒的に多いと推察をしている。その分の人件費が浮く。会議室を使えば電気も使うわけで、貸し室をするということは、貸し室に行くまでの電気だってついているわけである。事務室だけが電気が消えるわけである。真っ暗な会議室に行くことはないので、大きく財政的に影響が出るのはシルバー人材センターへの委託がなくなるということで理解していいかどうかお伺いしたいと思う。
○市民協働課長　今回の経費節減については、おっしゃるとおり電気等の部分も含むが、貸出しにかかるシルバー人材センターの委託等についても、現在調整中であり、最終的な決定はまだ出ていないが、委託についても変更になるということが考えられる。現在、既に日曜日の貸出しについては、シルバー人材センターに委託して貸出し業務をしていたが、７月から変更して、下のビル管理室で鍵の貸出しをするようになった。今回の変更により、夜間、土曜日についても、鍵の貸出しの調整は現在しているところであるが、そういったことにより、シルバー人材センターへの委託等についても減少することも考えられる。
○高柳委員　そういうところが削減できるということで承知した。先ほど私が言った地域づくりなども含めて、100歳まで生きていくために、80歳ぐらいまでは働かなければならないという意味で、高齢者、障害者の雇用等に関する法律に基づいて、シルバー人材センターはできたわけである。ということはそういう事業は増やしていかなければいけない時代の中にあって、市の行政の財政からすると、そういったところが焦点になって切っていくわけである。矛盾してしまう。だから、役所として、そこをどのように見ていくかというのは多分、沼田市以外の全国の傾向だと思う。行政の仕事はどこまで見るのだろうというところが突き詰められているのだと思う。せいぜい75歳ぐらいになったら亡くなってしまう時代と、もう80歳、90歳までは大体生きるわけなので、そういったところのグランドデザインをやはりもう１回見直さないといけない時代になると思っているので、ぜひその辺も含めて、委託業務等を考えていただければと思う。それから、貸し室の基準というか、市民活動センターも含めてなのだが、減免の対象というのは、具体的にはどんな活動をし

ているところに対して減免なのか。改めて確認ができればと思う。場合によって差が出ている感じがするので、統一的なことを聞きたい。
○市民協働課長　現在、10月以降の貸出しについては、シルバー人材センターとも調整中であるが、委員のおっしゃるとおり、そういった側面等も考えながら調整を図っていきたいと考えている。それから、市民活動拠点コミュニティテラスでの減免の規定ということで、現在、市が使う事業、市主催または教育委員会主催等の事業については全額免除、また地域のコミュニティ団体、行政区が使う場合も全額免除、また学校等や国が使う場合も全額免除となっており、そのほかに市民活動センターへ登録されている団体については、２分の１の減額ということになっている。そのほかは公益的団体等についても、２分の１の減額となる場合がある。
○委員長　市民部長。
○市民部長　ホームページに掲載しているので後ほど御覧いただきたい。
○委員長　ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○委員長　なければ以上で市民協働課を終了する。次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。環境課長。
○環境課長　制服リユースについて御報告する。リユースとは地球資源を守りごみを減らすための３つの構造、いわゆる３アールのうち、一度使った物を捨てずに繰り返し使うことを指す。現在、環境課では直接リユースの取組は行っていないが、制服、体操服の循環型プロジェクトという政策の中で、ＮＰＯ法人に一部、参画をいただいているので御紹介する。資料１を御覧いただきたい。市では群馬管公学生服株式会社との協働により、使われなくなった制服、体操服を回収し、リサイクルするという取組を行っている。図の一番左側になるが、市内の中学校に回収箱を置いて、下側のラインになるが箱がいっぱいになったら箱ごと送ってリサイクルしてもらうというもので、送る前に上のラインの結いの家により検品が行われ使えそうなものについては、リユースに回すという流れになっている。ちなみに令和７年度から環境課で担当しており、リサイクルのために送った箱の数は現在０件となっている。
　次に、報告事項１、佐山町に開業する一般廃棄物最終処分場について、御報告する。資料２を御覧いただきたい。かねてより佐山町内に建設中であった民間事業者による一般廃棄物最終処分場について、この度工事が完成したとの連絡をいただいた。概要について御報告する。まず、１、名称については、沼田ウェイストパーク一般廃棄物最終処分場、２、設置場所については佐山町内である。３、設置事業者については、株式会社ウィズウェイストジャパンである。４、開業日については、今年の10月１日の木曜日となっているが、これに先立ち、９月18日から試験的に数団体分の廃棄物を搬入すると伺っている。
次に５、予定される埋立容量については148万5,000立米となっている。６、廃棄物を排出する団体の数については、今年度96団体と聞いていたが、先週末、95団体になるというお話をいただいた。７、埋立終了年度については、令和22年と伺っている。８、その他（１）については市と設置事業者、そして廃棄物搬入団体の３者で公害防止を目的に取り交わしする。また、ウェイストパーク一般廃棄物最終処分場における３社間公害防止協定と設置事業者より拠出される環境保全協力金に関する覚書については、現在取りまとめに向けた

協議を重ねているところである。次に（２）、市長、副市長等の執行部施設見学について８月21日の金曜日10時より予定されている。なお、設置事業者からは、ぜひ市議会の皆さんにも御覧いただきたいとの申し出を受けているので御検討をお願いする。
○委員長　説明が終わった。調査事項１、制服リユースについて質疑を行う。質疑はあるか。高柳委員。
○高柳委員　このシステムについてよく理解をしてもらうにはいい時期だと思ったので、改めて通告をさせてもらった。地域の中では、こういったことをしっかりリユースをしようという団体もできているということなので、ここことの良好な関係を築いていただきたいということが１点と、この図でいうとリサイクル工場というところがあるが、この制服の菅公学生服が神奈川県の会社に委託をして、ごみがゼロになるような、利活用をしているということが特徴だと思っている。ここら辺も併せて生徒の皆さんにしっかりと教育委員会から伝わるとこの事業がこう生きてくるなと思っている。恐らく制服が変わる年度になるので、増えていくことと併せて、この事業の浸透が図られることが望ましいわけだが、その辺についてのお考えがあればお伺いしたい。
○環境課長　制服が中学校の統廃合に伴って変更が予定されているところである。一時的にリユース、同じものが着られなくなるわけなのでリユースからリサイクルにシフトしていくことは想像できる。先ほど、今まで実績とすればゼロ件と申し上げたが、これからは溜まってリサイクルに回してもらう量も増えると予想はしている。また、結いの家には御協力いただいているところであるので、当面はこの形を取りつつ、市内では駄目でも、市外でもし、ニーズがあればそれはリユースできるわけであるから、それも考えながら、当面この形でやっていきたいと考えている。またリサイクルを行っていただいている会社、管公学生服、前に私もお話を伺ったときに、非常に先進的な取組で、大手のメーカーさんも一緒に行っているお話を伺っているので、そういったところも折りに触れて、生徒さんに周知できる機会が取れれば、より子供たちの意識も高まると考えているので、その辺は研究していきたいと思う。
○高柳委員　制服のリユースの菅公学生服のものは、多分提案を受けたとき、全国で２つ目の自治体だった。素晴らしい取組だと思う。ゼロになってしまうだけのリサイクルと地域でやはり物が循環をすることは素晴らしいことだと思うので、ぜひ発展的にこれが移行されることを祈りつつ、何かあればコメントいただきたい。
○環境課長　おっしゃるとおり、全国で２つ目の自治体だったとスタートのときに私も聞いている。先進的な取組であるし、また軌道に乗ってほしいと思うが、まだいかんせん実績はゼロなのでまだ何とも申し上げられないが、今後、先ほど申し上げたとおり、制服の流れが変わって、リサイクルに回せるようになれば、よりこういった活動にも貢献できると感じているので積極的に行っていきたいと思っている。
○委員長　ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○委員長　なければ次に、報告事項１、佐山町に開業する一般廃棄物最終処分場について、質疑はあるか。高柳委員。
○高柳委員　かねてから慎重に進めてきて、１年ぐらい遅れたのだろうと思うが、ここまでこぎつけてくれたことに感謝申し上げたいと思っている。それで最後のところの、沼田

ウェイストパーク埋立事業実施に係る環境保全協力金に関する覚書、要は地元に協力金が出るという理解でよろしいのかということが１点と、当面埋め立て量はどのぐらい、この95団体が出すごみの量というのはどのぐらいか分かればお伺いしたいと思う。
○環境課長　現在協議中ということで、埋立事業に係る環境保全協力金に関する覚書であるが、委員おっしゃるとおり、設置事業者である株式会社ウィズウェイストジャパンから、設置自治体である沼田市へ環境保全協力金ということで、毎年、埋め立て期間中に協力金をいただく覚書を今取り交わしの準備をしている。毎年いただく額等を含め、今協議中である。それと当面の埋立量についてであるが、把握していないので、分かれば後ほど回答させていただく。
○委員長　ほかに。副委員長。
○副委員長　この会社は埼玉県にある会社の関係らしいので、埼玉の市町村から燃やしたごみが運ばれてくると思うのだが、埼玉が一番多いと理解をしていいか。県内も幾つかの自治体が含まれているのか。大まかな数がもし分かれば教えていただきたい。
○環境課長　95団体の内訳は、遠くは、愛知県から、岐阜県からもある。静岡、長野、福井、山梨、幾つかの団体がある。関東では、茨城、神奈川、群馬県内も、埼玉がやはり多い。一番遠くは愛知、岐阜辺りである。
○副委員長　沼田市の一般廃棄物については処分場に委託をすることになるのか、その辺はどう検討しているのか。答えられる範囲で教えていただければと思う。
○環境課長　この新しい施設に搬入する予定は今のところないと聞いている。利根東部衛生施設組合については、搬入予定ではあるが、二箇村は今のところ予定がないと聞いているので、当面はそういうことである。広域化された先についてはまだ何も伺ってないので、方針は分からないが、今申し上げられる話はそこまでである。
○副委員長　進行を代わる。委員長。
○委員長　環境課長から沼田市議会議員の皆さんにも施設の見学をというお話をいただいているが、あの広大なところにこういうものができているのだなということと、ウィズウェイストジャパンの社員の皆さんがとても丁寧であり、市議会議員の皆さんにも見学していただきたい。これはどのように計画されていくのか、環境課で何か考えているのか。
○環境課長　事務局を通じ調整させていただき、日程が決まり次第、先方にお話をして、予定は取りたいと考えている。
○委員長　ぜひお願いしたいと思う。ほかに。野村委員。
○野村委員　５の埋立容量、予定が148万5,000立米。７の埋立終了年度が令和22年度。あと14年後に、埋め立てが終了になるということなのだが、また埋め立ての許可を取って、新たにまた最終処分場を造るという計画だと思うのだが、そういう計画になっているのか。
○環境課長　今聞いているのは、今日御説明したところぐらいで、今後容量を拡充するのか、新しく造るのかの話については、私どもは今のところ伺っていない。
○野村委員　膨大な面積が確保してあるので、恐らく14年後に一応終了する予定だが、それよりも何年か前にまた計画があるのかと想定しているのだが、まだそういう具体的な話は市に来ていないということか。
○環境課長、委員のおっしゃるとおり、まだ詳細については一切承っていない。
○委員長　ほかに。高柳委員。

○高柳委員　構想の説明書の中に、第１弾、第２弾とあって、15年で埋まったらもう半分を後期でということが書かれていたような気がする。構想の段階なので、まだ出ないのかなと推察しているが、当然民間会社とすれば、買った土地を有効に使いたいというのは当然のことであって、その時期が来ればしかるべき手続を取ってやりたいというふうには推察はしている。
○環境課長　構想段階のところまでは見落としていたが、実際どのぐらいのボリュームでというのはまだ伺ってない。
○委員長　ほかに。副委員長。
○副委員長　草津にも同じような施設を持っているが、草津は、１回造ってそのすぐ隣に次を、いっぱいになったらすぐ隣、すぐ隣で２造っている。多分、沼田も同じことになるのではないか。工事しているときに１回見に行ったが、思った以上に広いのでちょっとびっくりした。これなら２つ３つまで造れると思ったので。ただやはり今高柳委員がおっしゃったように、まだ構想段階であるから、今後の見通しについては、どう考えているのかというのは、早めに確認をして、また議会に報告をしていただければと思うが。
○環境課長　委員おっしゃるとおり、今後の動向については、よく設置事業者とも話をして何かしら動きが具体化するような話があれば、報告したいと思う。
○委員長　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長　なければ以上で環境課を終了する。

（４）今後の日程について

○委員長　次に、次第（４）今後の日程について、ア　次回の委員会について事務局に説明させる。

（事務局書記　説明）

○委員長　説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりでよろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長　事務局の提案のとおりとする。以上で市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

（市民部退室）

（２）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長　それでは、次第（２）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。
介護高齢課の所管に係る事項について説明願う。介護高齢課長。

（三木介護高齢課長　説明）

ア　介護高齢課
・調査事項

１　生き生き長寿のまちづくり計画策定の進捗状況について

○介護高齢課長　調査事項１、生き生き長寿のまちづくり計画策定の進捗状況について、介護高齢課より説明する。お手元の第10期生き生き長寿のまちづくり計画策定スケジュールに基づき、進捗状況を説明するが、初めに生き生き長寿のまちづくり計画について説明させていただく。生き生き長寿のまちづくり計画は、沼田市の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、２つの計画の総称である。高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画。市町村介護保険事業計画は、介護保険法に基づく計画である。市町村介護保険事業計画は、介護保険法において３年を１期とすることが定められており、また市町村老人福祉計画は市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成することが、老人福祉法において定められている。令和６年度から８年度までの３か年は第９期計画期間となっており、今年度は第９期計画期間の最終年度になるため、次の第10期計画について策定する年度となっている。国や群馬県の関連計画との整合性を図り策定し、沼田市の総合計画における高齢者に関する施策を包括するものとなる。策定に当たっては、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、具体的な取組や目標、また令和９年度からの介護保険料を定めることとなる。さらに、第10期計画では、第９期計画までにはなかった認知症施策推進計画を含めて策定する方向で作業を進めている。令和６年１月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、都道府県市町村は国の認知症施策推進基本計画を基本としつつ、各地域の実情に即した自治体ごとの認知症施策推進計画を策定するように努めなければならないとされている。こちらの計画は、認知症の人の社会参加の場や必要な保健、医療サービス及び介護保険サービス等についてデータを活用して現状を確認し、共生社会を実現するために必要な今後の具体的な取組を定めて記載するものとなる。計画策定は努力義務ではあるが、沼田市では第10期生き生き長寿のまちづくり計画の策定にあたり、認知症施策推進計画を策定することとした。沼田市では現在も共生社会の実現を推進するための認知症基本法に沿った認知症施策を進めているが、第10期計画においては、令和６年12月に策定された国の認知症施策推進基本計画を基本とした認知症施策の推進を目指す。以上が生き生き長寿のまちづくり計画についての説明となる。

続いて、生き生き長寿のまちづくり計画の進捗状況について説明する。お手元の第10期生き生き長寿のまちづくり計画策定スケジュールを御覧いただきたい。来年３月まで、こちらのスケジュールにより進めていく予定である。現在までの進捗状況は、１月、２月に認知症の人の声を聞く取組、次に市内介護保険サービス事業所運営法人アンケート、介護予防日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施しており、ニーズ調査と在宅調査の集計作業は９月に完了予定となっている。１月、２月に実施した認知症の人の声を聞く取組は、国の認知症施策推進基本計画において示された認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても、なってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観に立って行ったアンケートになる。市内のケアマネ事業所やグループホーム、デイサービス等、日頃から認知症の方と関わりが深い皆様に御協力いただき、認知症の方本人の思いを聞き取りしたものである。108人の方か

ら385のコメントを収集することができた。これらのコメントを活用し、認知症の方を起点とした認知症施策の実現や、新しい認知症観の理解促進を推進することを計画に盛り込んでいくことを考えている。３月に実施した事業所運営法人アンケートは、市内の介護保険事業所を運営している法人を対象に、沼田市で介護事業所を運営するにあたっての課題、今後の新規事業等に係る意向等の調査をしている。なお、こちらのアンケートに回答いただいた法人とは個別にヒアリングを行うこととしており、８月中の実施を考えている。６月には市民を対象とした２種類のアンケートを実施した。65歳以上の方を対象にした介護予防日常生活圏域ニーズ調査と施設等に入所していない在宅で介護サービスを受けている高齢者がいる御家庭を対象とした在宅介護実態調査となる。集計作業完了は９月を予定している。集計結果より、沼田市の高齢者を巡る現状を把握し、主な課題を把握した上で計画策定する。

介護高齢課からは以上である。

○委員長　説明が終わった。調査事項１、生き生き長寿のまちづくり計画策定の進捗状況について質疑を行う。質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員　表でいうと真ん中のところの説明があったわけであるが、３年ごとに見直しをするということで、2000年から始まった介護保険事業が10期まで来ましたということで、かなりこちらのほうも曲がり角に来ているという認識ではある。それで１点目は、このニーズ調査や実態調査というのは、３年ごと毎回行っていると思う。できるだけコメントも多くいただいているとのことなのだが、料金に対する調査はどのようになっているかお伺いしたい。というのはサービスの量を見込んで、それに係る費用で割って介護保険料は決まるが、払える限度額というのは、多分聞いていない。そうすると、お年寄りでお金のない人は結局、標準値よりも下のところの段階で３割、５割、７割という料金の払い方をするわけであるが、１点目はその調査の中に料金に対する考え方があるかどうか、内容を教えていただきたい。もう一つは、保険料の段階が今13になっていると思うが、多いところでは18とか20を超えて、低額所得者に対する配慮をしているところもあったりもするが、それについての考え方が現段階であればお伺いしたいと思う。

○介護高齢課長　ニーズ調査と実態調査における料金、これはサービス料金ということでよろしいか。アンケート項目であるがこちらはない。国によって単位数が決まっているので、沼田市でアンケートをして高い低いと書かれても、その単位数は変えられない。ただやはり市民の負担感というのを感じるアンケート項目としては有用だと思うので、今後検討する。保険料段階についてであるが、保険料についてもこれからサービス量の見込み量や認定率、そういうものを調査後、数値をいろいろ推計して求めていくものであるので、今後何段階になるのか、負担をどのように軽減していくのかというのは、これから考えさせていただきたいと思う。

○高柳委員　今度の法改正の中に、社会福祉法の一部改正というのがちょうど一緒になって、この介護保険というものを運用することがネットなんかで調査をすると出ており、社会福祉法も改正になって、居住生活の問題なども含めると、介護保険に含まれない死後の残置物の問題であるとか、そういったことを過疎地と言ったら語弊があるかもしれないが、山間地域における特別な介護サービスが盛り込まれてきていて、そこは聞くところによると、社会福祉の部門と協力をしながら、要は介護保険に当てはまらないような方々も拾い

上げていくというようなことが考えられているようであるが、その辺についてのお考えはあるのか。
○介護高齢課長　社会福祉法の一部改正が介護保険制度の中にどのように影響してくるか、その後の残置物の関係であるが、今後勉強させていただきたいと思う。
○高柳委員　インターネットで調べると厚生労働省の資料が出ていて、社会福祉法の一部を改正する法律の概要について出ていて16ページぐらいあって、小規模市町村における包括的支援体制の整備というので、市町村が指定をすると、特別なサービスが幾らか枠をまたいだ形で横断的なことが可能となるというような中身が書かれている。それから、その資料の中で死後の残置物についても具体的に書かれているので、ぜひそんなことも頭に入れながら地域全体でもって、介護保険料以外のところで、社会的資源を活用しながら、できるだけよい地域にしていきたいと思っているので、ぜひそんなところも網羅しながら、第10期の計画策定に盛り込んでいただけたらと思う。コメントがあればお伺いしたいと思う。
○介護高齢課長　地域包括ケアシステムの中にも住まいという５本柱の一つがある。それに関係してくると思うので、地域包括ケアシステムの中でどのような多様な主体と協力して、リソースを提供できるかを考えていきたいと思っている。
○委員長　ほかに。副委員長。
○副委員長　高齢化が進んでいる沼田市であるから今後も介護の需要はどんどん高まっていくのではないか。特に施設の関係で、訪問介護の事業者の状況というか、介護報酬が下がった関係で、全国的には減っていると言われているが、沼田市の状況はどうなっているのかということと、特別養護老人ホーム、待機者がまだ実数で多分200人近く、100人以上はいるのではないかと思う。そういう状況の中で、特別養護老人ホームについて、今度の計画の中でどう検討されていくのか、今の段階で分かれば教えていただければと思う。
○介護高齢課長　まず、訪問介護の沼田市の状況であるが、やはり訪問介護ヘルパーさんの数が圧倒的に足りていないと思う。従業者の高齢化、訪問介護の料金が減額になっていてそれから訪問介護というのは、何時から何時までの何分と訪問日程に人の貼り付けが大変難しい。なかなか成り手もいない。他人の家に入って、ヘルパー事業の業務をするので、なかなか若い人の成り手がいない。そういうところで訪問介護サービス量が足りていないのは事実だと思う。沼田市としては、ここを補うために、小規模多機能型の事業所や看護小規模多機能型の事業所、通所、訪問、泊まり、訪問介護、これを組み合わせたサービスが代替になるのではないかと思っている。地域密着型サービスといって沼田市が指定する事業所であるが、なかなかこちらも運営が厳しい。特養もなかなか地域密着型のサービスの特養は厳しい。地域密着型サービスというのは、沼田市の方が暮らし、なじみのあるその地域でずっと介護を受けて生活していくということを目的として、原則沼田市の方が入る施設を整備するわけであるが、なかなか沼田市の方が入らないので、他市町村の人を特別に受け入れる。そうしないともう運営が成り立たない。待機者がいても、空き家や空き部屋が出ましたと待機者の方にお声掛けしても、今はいいですとか、なかなか入らないという状況があるようである。これは県の指定の特養にも当てはまるようであるので、特養の施設整備や待機者の状況というのは、難しいかと思う。
○副委員長　結構そういう介護をされている家庭の状況がある。また、認知症の方なのだ

が、やはり在宅で認知症の方を見るというのは、もう限界だと思う。何人か認知症の方を抱えている家庭の相談を聞くと、認知症は介護認定が低く出てしまうから、自分で立って歩くことができないとか、そういう認定で介護度３以上が出ているのだが、認知症だけで、あと自分で歩いて行ったりしていると、なかなか介護認定が低く数字が出て、なかなか施設に入れないという状況があるらしく、在宅で見るということが難しいと思う。今度の介護保険計画の中で、認知症の取組、在宅での重視をするようであるが、やはりそこは、よりきめ細かく在宅で認知症の方の介護をするにはどういう施策を展開していくのかということを一つは具体的にしていくということが必要ではないかと思っているので、その辺についてどう今度の計画の中に、認知症の方を在宅で見るということについて反映させていくのか、どういうサービスを提供していくのかということを細かく示していく必要があるのではないかと思う。それと国としては、特別養護老人ホームを相対的に減らしていきたいというか、増やしたくはないという考えが根底にあるのではないかと思う。子供さんが市外に出ているとか、近くにいないというような状況の中で、どうしても一人暮らしが今後も増えていく可能性があるので、施設介護というのが必要になっていくと思う。その辺の施設介護に対する要求やニーズなどの把握を今後の計画の中に、どう反映をされていくのかお考えがあれば教えていただければと思う。
○介護高齢課長　まず、在宅での認知症の方のケアについてであるが、認知症の方もいろんな認知症の方がおり、一くくりにケアの仕方が言えないと思う。例えば在宅が厳しかったらグループホームに入る選択、認知症のデイサービスに通いながら在宅で御家族が見る、そういう選択もある。それから先ほど申し上げた小規模多機能型の居宅介護事業所の訪問、泊まり、通い、このサービスを合わせて一つの事業所で提供していくというサービスがあるので、こちらはケアマネもその事業所で行うので馴染みの職員の中でサービスを提供ができる。何かあったときは急遽お泊まりもできるという、そういうサービスであるので、こちらのサービスを活かして、在宅での認知症の方が介護されていけばいいと思っている。また、自立支援を目指しているので、認知症の方でも、例えば今認知症で失禁状態がずっと続いているけれども、何かほかのことはやれているという方もいる。そういう方はなぜトイレに自分で行けるのに常に失禁状態みたいな方もいらっしゃるので、そういう方については、なぜその方はトイレに行かないのか。その方の意欲向上を察するにはどうしたらいいかというそういう細かいケアマネの、そのケアプランの作り方というか、そういうところも私達はケアプラン点検ということをさせていただいているので、具体的に個別のケアプランを見ながら、私達も研究しているので、各事業所さんと協力して、在宅での認知症の方のサービスを支えていければと思う。また、介護施設のニーズ把握についてであるが、こちらは県の指定のものは県のほうでまた計画があると思う。ただ市内の事業所さんに市でもニーズ調査をしまして、これからヒアリングをするので、例えばその事業所さんが県指定の特養を造りたいだとか、地域密着の何かをしたいだとかおっしゃる場合は、そういったサービス量の推計で、組み合わせてこちらでも考えていきたいと思っている。
○副委員長　いろんな介護をされている方を見ていると、家族の方はなかなか施設に入りたがらないというのがあると思う。結局２人で駄目になってしまう。大体老老介護であるから、認知症の方の面倒を見ている方を見ていると、ショートステイを使ったらどうだとか、もう思い切って施設に入れた方がいいよと話をするが、自分が見られるうちは見るの

だということで、結局見ていると共倒れ状態になっているという家庭、そういうケースを幾つも見てきたので、一つは家族に対してどういうふうに介護サービスを使わせる、扱ってもらう、施設に入ってもらうということも含めて、進めていかないと。ケアマネさんもそういうことを提案しているみたいだが、なかなか家族によっては入りたがらないというか、自分で面倒を見てしまう。私が知っている方も、90いくつかの旦那さんを88の方が見ているのだけれど、施設に入れたがらない。認知症で大変な方なのだが、そういうケースも幾つか見ているが、家族の方に介護サービスを使ってもらう施設も入所を考えてもらうようなことを一つ考えていく必要性があるのではないかというふうに思うので、介護保険、生き生き長寿のまちづくりと併せて、家庭のサポート的なものを個別に考えていく必要性があると思うので、今後どう考えていかれるのか、もしお考えがあればお聞かせできればと思う。

○介護高齢課長　家族の方が施設に入れたがらないというのはおっしゃるとおりだと思う。それは地域の方々から、あそこの家は施設に入れたとやはり言われるらしい。在宅であっても、認知症に特化したデイサービス、そういうところに入れると、あそこでは認知症だと言われるようである。認知症のデイサービスになかなか利用者が集まらないという状況もある。認知症に特化したサービスは、やはり認知症の方に特化しているので、ほかのデイサービスよりもきめ細やかな対応ができるはずである。私たち介護高齢課がすべきことは、御家族の方や地域の方に認知症とは何かとか、介護サービスはこういうものだよということを正しく理解してもらう、そして皆さんがこの地域の中で、在宅で住み続けたい、介護を続けたい方は在宅で、施設に入りたければ周りの目を気にしないで施設に入れる。そういう理解、周知が必要だと思っている。

○委員長　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長　なければ以上で介護高齢課を終了する。

（４）今後の日程について

○委員長　次に、次第（４）今後の日程について、ア　次回の委員会について事務局に説明させる。

（事務局書記　説明）

○委員長　説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりでよろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長　事務局の提案のとおりとする。以上で健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

（健康福祉部退室）

○委員長　休憩する。

（休憩午前11時24分から午前11時29分まで）

○委員長　休憩前に引き続き、会議を再開する。市民部及び健康福祉部に関する調査事項の検討及び意見交換行う。まず、市民部に関する調査事項と意見交換を行う。発言はあるか。副委員長。
○副委員長　今、特殊詐欺が流行っていて、被害にあったニュースを聞く。全国的で幾つもある。被害防止電話の補助を市はしている。特殊詐欺対策と被害状況、被害防止電話の利用状況について聞きたい。
○ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○委員長　事務局に確認させる。
（事務局確認）
○委員長　以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。
　次に健康福祉部に関する調査事項と意見交換を行う。発言はあるか。高柳委員。
○高柳委員　保健福祉センターの利用率が上がっている。保健福祉センターの減免と利用率について聞きたい。夜間はシルバーが委託されている。利用率は夜間でしかも休日になると高い。利用率と、減免対象者と、それから夜間と休日の対応について、保健福祉センターのどこがどのように委託を受け持っているか確認したい。私はシルバーだと思っている。
○ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○委員長　事務局に確認させる。
（事務局確認）
○委員長　以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(4) 今後の日程について
○委員長　次に、（４）今後の日程について、イ　今後のスケジュールについて事務局に説明させる。
（事務局書記説明）
○委員長　説明が終わった。説明のとおりでよろしいか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
(5) その他
○委員長　次第（５）その他について、委員から何かあるか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○委員長　その他について、事務局から説明させる。
（事務局書記説明）
○委員長　行政調査について、説明があった。検討資料の説明をお願いする。副委員長。
（資料に基づき、副委員長から犬山市、小牧市、恵那市、桑名市について説明）
○委員長　説明が終わった。意見はあるか。
○高柳委員　財政的なことを考えると、桑名市はちょっと遠い。
○副委員長　桑名市は名古屋から20分と一番近い。
○高柳委員　地域づくりが２つと子育てが２つある。私が推すのは地域づくりでいうと、

ふるさと納税を活用して具体的な話のほうがいいかなと思っていて、恵那市と犬山市がいいと思っている。日程上、都合がつくのであれば、残りの２つも入れていいと思う。
○委員長　スポーツメーカーのミズノ本社はいかがか。
○高柳委員　ミズノが大阪のどこかと具体的に多分事業を行っていると思う。スポーツで健康づくりになったらもうどんどん進んでいる。
○委員長　日程をそろそろ決めないと、行く場所も。皆さんの都合もお伺いしたい。
○高柳委員　10月から11月で、それぞれの自治体に聞いて、組めるかどうか。ミズノと大阪のどこかが具体的にやっているならそこも入れて、一泊で組めるかどうか。
○委員長　挙げていただいたものを基本にして、受け入れ可能かどうかを調べることでよいか。事務局に確認させる。
○事務局書記　日程については、10月の５日（月）、６日（火）が第１希望、19日（月）、20日（火）が第２希望とし、視察先は、副委員長からいただいた内容で、第１希望が恵那市、第２希望が犬山市として確認し、もしどちらか駄目であれば桑名市とミズノ関係のところを早急に確認するということでよろしいか。
○委員長　説明のとおりでよろしいか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
○委員長　以上で本日の委員会を終了する。
（午前11時57分　終了）